

令和3年度 健康安全部 給食係 総括

〇年間目標

＜健康な食生活を実践する力を身につける＞

- ・栄養上のバランスを考え、児童生徒の実態に即した給食になるよう配慮する。
- ・健康的な食生活に必要な栄養、食品及び衛生等の知識を身につける。

1. 給食便り（献立表）

- ・前月中に次月号を発刊（月1回）。
- ・献立表では、調味料などの内容・栄養量を数値化して表示した。
- ・度々、食缶と一緒に給食メモを配布し料理・食材の紹介をした。
- ・献立の検討会(献立内容・使用食材・アレルギーの対応を確認)を調理員代表、首席、栄養教諭、給食チーフで行った。

(申し送り事項)

- ・給食便りを紙媒体で保護者に配布するとともに、学校ホームページに毎月掲載し、校外の方々にも本校の食育や献立について見ていただけるようにする。
- ・給食便りのデータを給食係のフォルダに入れ、給食係やその他の教職員が共有できるようにする。

2. 高等部給食委員会活動

- ・廊下の給食掲示板に献立の記入を行った。
- ・お楽しみ献立や地産地消食材を使用しているときには、全校にお知らせのために放送を行った。

(申し送り事項)

- ・例年では、毎月第二水曜日の昼休みに高等部給食委員会が集まり、毎月の目標を確認し、栄養や衛生についての学習やポスターの作成などを行っていた。来年度、感染症の状況を鑑みつつ、活動を行う。例年通り、画用紙を購入しポスターの作成・掲示を行う。
- ・外部人材活用で、茨木市保健医療センターの出前講座「食育 SAT システム」を依頼し学習することを検討する。

3. 牛乳が瓶から紙パックへの移行（8/17～19）

- ・牛乳パックの取り扱いについて検討。
- 特に食後の牛乳パックの扱いについて検討し、動画やプリントで全校に周知した。
片づけ方の詳細は、別紙参照。

(申し送り事項)

- ・紙パック入り牛乳の捨て方や飲み残しの処理についての問題点がないか確認する。
- ・新年度4月中に、再度片づけ方について全校に周知する。

4. 特別食（二次調理・食物アレルギー）

(1)二次調理

- ・毎朝欠席者の確認を行い、出席している児童生徒の実態に応じた段階食を提供した。
- ・今年度も新型コロナウイルスの流行に伴い、スベラカーゼの導入についての検討・実施ができなかった。また、給食試食会も開催できなかった。

(申し送り事項)

新型コロナウイルス感染の状況によるが

- ・スベーカーゼを使用した、主食のペースト食の実施や胃ろうの児童生徒への使用について検討を行う。
- ・例年行っている、段階食調理講習会の実施を検討する。保護者対象の給食試食会と同時開催を検討する。

(2)食物アレルギー

- ・食物アレルギー対応会議を随時実施し、学校生活管理指導表に基づいた児童生徒対応について検討をした。
鶏卵は「生卵」と「それ以外（加熱したものやマヨネーズ）」の2段階の禁止程度とする。学校生活管理指導表に「生卵」と記載する場合は「それ以外（加熱したものやマヨネーズ）」は喫食可能であるということになる。（本校の学校給食では卵を使用しないマヨネーズを使用。）
鶏卵以外の食材は禁止程度を設けず、すべて完全除去とする。
- ・「食物アレルギー個別の取り組みプラン」を作成し実施した。
- ・毎朝、各学部で栄養教諭や給食係から、本日の食物アレルギー対象者の周知を行った。
- ・食物アレルギーをもつ児童生徒の保護者と担任には、前月に次月の献立と対象の食物アレルギー食材の有無や対応について知らせ、喫食可能であることを確認した。

(申し送り事項)

- ・保護者との情報交換を図りながら、学校生活管理指導表（改訂版）に基づいた対応を継続遵守する。
- ・全教職員向けの食物アレルギー研修を今後も行う。

5. 申し込み届（欠食・新規・復食）

- ・進路に伴う実習や家事都合など、連続した4日以上欠食による給食の停止など児童生徒や教職員、非常勤講師、ボランティア、教育実習生など申し込み届けの受付をしている。
- ・年度途中の児童生徒や教員の異動・移転については、教頭や部主事より連絡を受け対応した。
- ・教職員の異動などに関して、給食係が管理職等から事前に給食係が把握していない場合が多かった。
- ・今年度より月15日以上欠席している児童生徒に対し、月別の給食の申し込み届の受理を行った。事前に年間欠食をしていることを条件とした。
- ・申し込み届（欠食・新規・復食）の提出の仕方について、新転任者への説明も兼ねて、年度初め各学部で周知した。

(申し送り事項)

- ・申し込み届（欠食・新規・復食）の提出の仕方について、再度年度初めに各学部で周知する。
- ・教職員の欠食や復食についての管理は、個人情報扱うことにもなるので、管理職で対応する。
- ・児童生徒、教職員の喫食状況は各学部の給食停止届（行事用）にまとめておく。

6. 給食週間の取り組み

- ・2022年1月25日(月)～1月31日(金)に児童生徒が学校給食や食文化について知り、食に対する感謝の気持ちを高めることを目的として実施した。
- ・児童生徒にアンケートを配付し、好きな給食を選んでもらい、多数決で決まった献立内容を実施。
- ・感謝や感想を伝えるため、給食室へのメッセージ用紙を各クラスに配付。児童生徒が見られるよう、パネルを設置し掲示した。

7. 感染症対策等

- ・「給食（摂食指導）・歯磨き実施時についての感染症対策マニュアル」に従い摂食するよう各学部で気を付け、感染防止に努めた。

- ・歯磨き指導については飛沫が飛びやすく感染リスクが高いことから原則中止とし、健康上必要な場合は口腔ケアを実施。
- また、お茶を飲んだり、口をゆすいだりすることで口腔衛生に努めるよう周知した。
- ・コロナ対策費用で購入したアクリルパーテーションを各学部で活用し、感染防止に努めた。

(申し送り事項)

- ・「給食（摂食指導）・歯磨き実施時についての感染症対策マニュアル」を再度確認し、パーテーションなどを活用しながら感染防止に努めていく。

8. その他

- ・学期初めの給食開始前には必ず給食点検を薬剤師や管理職、栄養教諭、給食係チーフで行い、給食室の衛生・安全管理の確認を行った。その後、養護教諭や各学部給食係も交え、給食点検報告会を行った。
- ・給食連絡調整会議を随時行い、教頭、首席、栄養教諭、調理員代表、保健主事、各学部給食係で二次調理の申請、変更や給食にかかわるあらゆる課題について検討や共有を行った。
- ・二次調理についての申請や変更を受け付け、その内容に基づいて迅速に対応した。
- ・異物混入のフローチャートを各クラスに配付した。
- ・異物混入があった際、翌日に朝の連絡会にて全体に報告、周知を行った。
- ・「給食室からのお願い」を作成し年度初めに各クラスに配付した。
- ・食物アレルギーではなく、障がい・疾病等が理由で特別な配慮を要する児童生徒のうち、家庭から特別に食品を持参する場合、「障がい・疾病等による食事に関する申請書」を提出することを全校に周知した。

(申し送り事項)

- ・「給食室からのお願い」を作成し年度初めに各クラスに配付し、残飯の処理の仕方などについて周知する。
- ・異物混入のフローチャートを年度初めに各クラスに配布する。
- ・食物アレルギーではなく、障がい・疾病等が理由で特別な配慮を要する児童生徒のうち、家庭から特別に食品を持参する場合、「障がい・疾病等による食事に関する申請書」を提出することを年度初めに全校に周知する。

別紙

給食の片づけについてのお願い

- 牛乳のストローは、11月2日（火）から牛乳数と同じ数をいれますのでご了承ください。
 - 牛乳のストローの袋
ストローの袋は必ず牛乳が入っていたビニール袋に入れてください。お盆の間に残っていると洗浄作業がスムーズにできませんし、そのまま乾燥機（85℃約90分）に入れると溶けてしまい、翌日に付着したままになります。
 - 飲み終えた牛乳パックの袋は、最後に必ずしばってください。（移動中にこぼれないように）
 - 飲み残した牛乳・未開封の牛乳は、角缶の中に入れて必ずふたをしてください。
 - 食器の返却・・・食器は必ず食器かごの中に入れてください。（返却移動中に落ちないように）
 - 食べ残ったごはん・おかず・お汁
 - ・基本的には入っていた元の食缶に戻してください。
白いごはん⇒元の食缶
お汁やカレーなど混ぜたもの⇒バケツ型食缶
 - ・二次調理のペースト⇒バケツ型食缶
- ※毎日、残ったものをざるで濾して固形量（お汁を除いて）を計量し記録しますので固形物とお汁にわけておくとよりスムーズで正確に測れます。
- しゃもじ・お玉などの小物類は、ごはんなどで埋もることのないように残飯の上に置くなどの状態で食缶に戻してください。ごはん等に埋もれていると残飯といっしょに捨ててしまうことがあります。
 - ワゴンの片づけかたの変更
 - ・ステンレスの箸かご（はさみ：刃物で危険なので必ずかごに入れる）は⇒の方に変更
 - ・ピンクかご（使用後箸）を上（箸の方が軽いので上）
 - ・白いかご（使用後スプーン）を下（スプーンは重いので下）

このステンレスかご
はこちらに



※衛生的でスムーズな片づけをするためにご協力をお願いします。